

e ラーニングコンテンツ制作にかかわる事前確認書

総合情報メディアセンター

1. e ラーニングコンテンツの制作

e ラーニングコンテンツの制作にかかわる責任範囲は、e ラーニングコンテンツ制作ガイドライン（総合情報メディアセンター教育デザイン室作成）をご確認ください。

2. 制作された e ラーニングコンテンツの取扱

e ラーニングコンテンツは、e ラーニングコンテンツ取扱要領に基づき取り扱います。

- e ラーニングコンテンツの権利は国立大学法人愛媛大学総合情報メディアセンターに帰属する旨、前述の取扱要領に定められています。合わせて制作者はすべての著作権を総合情報メディアセンターに譲渡する旨定められていますので、別途、譲渡書の提出をしていただきます。
- 総合情報メディアセンターが、e ラーニングコンテンツを当該授業以外に利用する場合は、科目担当者および講師と協議してすすめるものとしています。
- e ラーニングコンテンツ制作当事者は、ご自身の製作された e ラーニングコンテンツを、非営利目的の授業以外の講演会および学会、学外における非常勤講師としての授業等においても利用できます。

3. e ラーニングコンテンツ内で使用する著作物の取扱

- e ラーニングコンテンツ内で使用する著作物の著作権処理は、科目担当者と調整し、総合情報メディアセンター教育デザイン室で代行処理がおこなえるものとします。
- 著作権処理に費用が発生する場合は、科目担当者および講師と相談の上調整します。

4. e ラーニングコンテンツの改訂

e ラーニングコンテンツの改訂については、e ラーニングコンテンツ制作ガイドラインをご確認ください。

- 大幅な改訂は、制作後 4 年経過し社会的動向等に沿った内容への改訂が必要なものやコンテンツ内容に対する改善要求の高いものについて改訂を行います。
- 正誤対応や資料修正、再撮影等の軽微な修正対応は、随時科目担当者と総合情報メディアセンター教育デザイン室で調整してすすめます。

上記以外の事項が生じ、解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。以上を合意した証として本書面に署名をいただき総合情報メディアセンター教育デザイン室にて保管します。

年 月 日

e ラーニングコンテンツ名 (科目名 _____)

氏 名 _____

以上